生物種資源の保護・管理の強化に関する

国務院弁公庁の通知

国弁発〔2004〕25号

宛先：すべての省・自治区・直轄市の人民政府、国務院のすべての部・委員会、国務院直属のすべての機関

近年、中国における生物種資源の保護・管理は一定の成果を上げており、経済、科学研究、生態環境の面で重要な価値を持つ多くの生物種資源が保護されている。しかし、さまざまな原因により、中国における生物種資源の喪失や流出は依然として深刻である。生物種資源の保護・管理を全面的に強化するため、国務院の同意を経て、関連する事項を以下の通り通知する。

（一） 生物種資源の保護・管理の重要性を十分に認識する。生物種資源（生物遺伝資源を含む。以下同様）は、人類の生存を維持し、国の生態系の安全を維持するための物質的基盤であり、持続可能な発展戦略を実現するための重要な資源である。すべての地域と関連部門は、生物種資源の保護・管理の重要性と緊急性を十分に認識し、国家と民族の長期的利益の見地から、将来の世代に対し強い責任感を持ち、生物種資源の保護・管理事業を重要な検討課題とし、事業の重点を定めて強力な措置を取り、適切かつ確実に実施しなければならない。

ラジオ、テレビ、新聞、雑誌などの報道メディアを通じ、生物種資源の保護・管理に関する広報・教育を行い、科学的知識を広く伝え、生物種資源の保護意識を形成しなければならない。特に深刻な問題に対しては、典型事例を把握し、注意喚起の教育を徹底させ、生物種資源の保護・管理に対する社会全体の責任感を継続的に高めていく必要がある。

（二）生物種資源の調査を行う。中国は生物種資源の種類、量、分布が多く、世界で最も生物種資源が豊富な国の一つである。中国における生物種資源の状況を全面的に把握するため、全国の生物種資源調査を迅速に実施しなければならない。2～3年内に、中国における栽培植物、家畜・家禽の生殖質資源、水生生物の種、観賞用・薬用植物の種の資源の状況をおおむね把握することを目標とする。

（三）生物種資源の目録を作成する。動物や植物の固有種、中国原産の栽培植物、家畜・家禽とその野生近縁種、変種、品種、系統、及び重要な経済的価値や科学的研究価値、潜在的用途のある野生の薬用・観賞用動植物や微生物などの種の資源の整理と目録作成を行う。生物種資源の評価指標や等級基準の検討・制定、重点保護生物種目録の整備、国の生物種資源調整・交流メカニズムや全国統一データベースシステムの構築、情報ネットワークの相互接続と情報資源共有化を行わなければならない。

全国生物種資源調査及び目録作成は、環境保護総局が国務院の関連行政部門と連携して組織・実施する。すべての地域及び部門は積極的な支持・協力を行わなければならない。

（四） 生物種資源の保護・利用のための計画を策定する。環境保護総局は、生物種資源調査を基礎として、発展改革委員会、科学技術部、財政部、農業部、林業局、中国科学院、中医薬管理局などの部門と協力して、全国生物種資源保護・利用計画を策定する。すべての地域と関連部門は、それぞれ自らの行政区域と関連分野の保護・利用計画を作成しなければならない。各レベルでの保護・利用計画は、国や地方の国民経済・社会発展計画に組み込まれ、確実に組織・実施されなければならない。

（五） 生物種資源の保護のための基礎的能力開発を強化する。野生の動植物種資源とその原生地、栽培植物の野生近縁種、家畜・家禽近縁種の生息域内での保護及び生物種資源の収集保存バンク（保存園）、植物園、動物園、野生動物園、繁殖センター（基地）の整備を強化し、生物種資源の生息域外での保護・保存を着実に行う。複数の体外保存施設及び生物種資源の遺伝子コアバンクを構築し、動物の遺伝子、細胞、組織、臓器の保存と特異優良遺伝子の保護を強化する。

（六） 生物種資源輸出許認可制度をさらに整備する。許認可責任制と責任追及制をさらに確立し、生物種資源輸出の管理・監督を強化する。国の生物種資源連絡メカニズムを構築し、生物種資源を外国に提供する場合、及び外国の機関や個人が中国国内で生物種資源を取得する場合、必ず手続きに則り、国務院の関連行政部門に報告して承認を得なければならない。また、輸出入関連資料・情報の写しを国務院環境保護部門に提出しなければならない。

（七） 生物種資源の出入国検査制度を構築する。生物種資源の出入国検査制度を構築し、生物種資源の出入国監督管理を強化する。生物種資源を国外に持ち出す、郵送する、輸送する者は、関連部門が発行した承認証明書を提出し、出入国検査検疫機関に申告しなければならない。税関は、出入国検査検疫機関が発行した「出国貨物通関票」に基づき、貨物の通関手続を行う。絶滅危惧種の輸出入、国が保護する野生動植物とその製品の輸出の場合は、国の絶滅危惧種輸出入管理機関が発行する輸出入許可証を取得しなければならない。出入国検査検疫機関と税関は、それぞれの職責に従って、出入国する生物種資源を厳しく検査・点検し、不法に出入国する生物種資源を法に基づき没収するものとする。

（八） 生物種資源関連対外協力に対する管理を強化する。生物種資源の外国への提供及び生物種資源に関わる対外協力プロジェクトは、合意書を締結して双方の権利、責任及び義務を明確にして、知的財産権など研究開発や利用の成果と利益が共有されることを確保し、国益を適切に守らなければならない。対外協力プロジェクトは、中国の関連規程を厳格に遵守し、わが国の研究者を十分に参画させなければならず、関連する研究開発活動は主として、中国国内で行われなければならない。関連する知的財産権の保護を申請する生物種資源の研究開発成果については、知的財産権主管部門が関連規定に基づいて審査を強化し、条件を満たすものを保護しなければならない。

（九）科学研究と技術開発を強化する。特別科学研究計画を策定し、生物種資源の基礎理論、保護技術、開発・利用に関する研究を強化し、生物種資源の遺伝子分析と総合鑑定を行い、生物種資源の科学的保護と利用に対する技術支援を行う。

（十）人材育成を強化する。生物種資源保護を行う人材が失われ、事業の中核人材が不足しているという現状に対し、積極的に対策を講じ、必要条件を整えて、専門技能を有する人材を集め定着させる。また、科学技術の中核人材を積極的に誘致し、技術トレーニングを実施して、専門家や管理者の人員整備を適切に強化する。

（十一） 資金投入を増やす。安定した投資メカニズムを確立し、必要な費用を中央と地方の財政予算に組み込み、継続的に投資を増やし、生物種資源保護のためのインフラ整備を適切に強化・改善し、技術的手段を改善して、生物種資源の保護・管理レベルを向上させる。

（十二） 早期警戒と監督を強化する。生物種資源のモニタリング・早期警戒システムを構築し、重要な生物種資源の動的変化を把握し、短期・中期・長期の発展傾向を科学的に予測して、科学的な意思決定のための根拠を提供する。開発・建設プロジェクトでは、環境影響評価を厳格に実施し、生物種資源及びその生育環境に悪影響を及ぼす場合には、救済策を策定・実施しなければならない。

（十三）立法の整備をさらに進める。生物種資源保護に関する法令を早急に起草し、生物種資源の保護、採集、収集、研究、開発、取引、交換、輸出入、出入国などを規範化する。野生資源の直接的な商業利用を厳格に規制し、人工栽培の生物種資源の優先利用を奨励する。

（十四） 法執行を強化する。職責を明確にし、責任を強化し、法律を厳格に執行し、存在する問題を確実に把握して、解決のための強力な手段を講じなければならない。現時点では、重点として既存の関連法規の執行状況を確認し、関連部門や機関・事業所が保有し、対外的に交換、提供する生物種資源の状況に対し監督・検査を行うこととする。

（十五） 指導と調整を強化する。生物種資源の保護・管理には複数の部門や分野が関わっており、作業の重複や漏れを避けるため、国務院は、生物種資源保護に関する部局間合同会議制度を創設することを決定した。これにより国の生物種資源の保護・管理の組織・調整を統一することとする。部局間合同会議は、環境保護総局が主導し、国務院の関連部門が参加する。環境保護総局は、生物種資源保護・管理の組織・調整を所掌し、監察部と連携して監督・検査を強化する。教育、建設、農業、衛生、林業、中医薬などの部門は、その産業における生物種資源の保護・管理を所掌する。工商、商務、税関、品質検査などの部門は、市場と出入国管理を所掌する。科学技術、知的財産権などの部門は、科学研究・開発、知的財産権管理を所掌する。発展改革、財政などの部門は、経済政策の策定と必要な資金の手当てを所掌する。すべての関連部門は、中国の生物種資源の保護・管理をよりよく進めるため、調整の強化と緊密な連携を図り、ともに協力しなければならない。

国務院弁公庁

2004年3月31日